

令和6年7月30日

島根県商工労働部中小企業課（柳井、田中）

TEL:0852-22-6204、FAX:0852-22-5781

令和6年7月豪雨災害対策特別資金の創設について

令和6年7月豪雨（令和6年7月9日からの大雨）により被害や影響を受けた中小企業者等に対し、借入当初3年間の金利及び信用保証料率を0%とするなど、既存の「災害復旧資金」の内容より有利な融資条件の特別資金を創設し、一層の金融支援を行います。

1. 制度概要

制 度 名	令和6年7月豪雨災害対策特別資金
対 象 者	令和6年7月豪雨により被害や影響を受けている中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの。 (1) 直接的な被害を受けたもの (2) 間接的な被害のうち次のいずれかに該当するもの ア 豪雨に起因して、原則として売上高等（売上高、販売数量、売上総利益率又は営業利益率をいう。以下同じ。）が前年同時期に比して5%以上減少していること。 イ 豪雨に起因して、原則として売上高等が前年同時期に比して5%以上減少することが見込まれること。
融 資 限 度 額	1億2,000万円（注） （注）運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」又は「 月商の概ね6ヶ月分 」のうち最も低い額です。
資金使途	設備資金、運転資金
融資期間	12年以内（据置期間 3年以内 を含む。）
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有 年1.25%（固定） 責任共有外 年1.10%（固定） <u>※1）借入当初3年間は利子補給により0%とする。</u>
信用保証料 率	<u>年0.40%～年1.20%</u> （豪雨によるセーフティネット保証の認定を受けた場合は、年0.40%～年0.71%） <u>※2）県と信用保証協会で協調して保証料率を引下げ。</u> <u>借入当初3年間は保証料補給により0%とする。</u>
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要
取扱期間	令和6年8月1日～令和7年3月31日融資実行分

2. 取扱開始日

令和6年8月1日

3. 融資の申込先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、（公財）しまね産業振興財団